

令和元年 第12回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年12月5日(木) 午前9時00分～午前9時52分

2. 開催場所 白石町役場3階大会議室

3. 出席委員(32人)

1番 片渕久司 委員	2番 香月一夫 委員	3番 川崎勝巳 委員
4番 津田 保 委員	6番 木室徳好 委員	7番 吉原春樹 委員
8番 赤坂隆義 委員	9番 中村勝郎 委員	10番 野田弘之 委員
11番 宮崎裕二 委員	12番 岩石 学 委員	13番 井崎陽子 委員
14番 池上勝文 委員	15番 香月幸雄 委員	16番 香月伸幸 委員
17番 吉岡保則 委員	18番 森口弘実 委員	20番 小柳眞佐美 委員
22番 石田義明 委員	23番 小野愛子 委員	24番 山口八州男 委員
25番 田口千津子 委員	26番 片渕秋正 委員	27番 松尾利助 委員
29番 溝上博信 委員	30番 永石恒弘 委員	32番 南條喜代己 委員
33番 中村康則 委員	34番 溝口修一郎 委員	35番 木下善明 委員
36番 中村秋男 委員	37番 川崎 薫 委員	

4. 欠席委員(4人)

5番 井上保博 委員	19番 川崎敏樹 委員	21番 森 邦之 委員
28番 光武直広 委員		

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
(2) 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて
(3) 農地法第4条の規定による許可申請について
(4) 農地法第5条の規定による許可申請について
(5) 令和元年白石町農用地利用集積計画(12号)の承認決定について
(6) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項 (1)合意解約の報告
(2)農地法第4条の規定による届出について
(3)形状変更届出について

業務連絡事項 (1)第1回農業委員会総会の日時及び場所
(2)令和元年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について
(3)その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原 雅紀	課長補佐兼農地農政係長	香月 康彦
農地農政係長	吉原 浩	農地農政係	川崎 由香

7. その他出席職員

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和元年 12 月第 12 回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 今日は、第 12 回農業委員会総会ということでご出席いただきましてご苦労様でございます。慎重に審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、5 番井上保博委員、19 番川崎敏樹委員、21 番森邦之委員、28 番光武直広委員から欠席の届けがっております。ただ今の出席委員は 36 名中 32 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。この後の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則により会長が務めます。

ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、22 番石田義明委員、23 番小野愛子委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第 215 号 =

議長 はじめに、1. 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 215 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第 215 号。

権利の種類は所有権移転（売買）。

申請農地の表示。大字堤字船野〇〇番、〇〇番、田 5,869 m²です。

譲渡人は、白石町大字福田〇〇番地、五反田の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字堤〇〇番地、船野の〇〇さんです。

耕作面積は、田 33,043 m²、畑 1,171 m²、合計 34,214 m²です。

稼働力は男 2 名、女 1 名です。

申請の事由は、譲渡人の要望です。

譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、1 ページから 2 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 11 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。譲受人は、自営業のかたわら、現在、米麦を中心に約 3.4ha の規模で営農されています。今回の申請農地については、譲受人が以前から借り受けて耕作されていたこともあり、譲渡人の要望により申請をなされております。譲受人は、今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 215 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 215 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 216 号 =

議長 続きまして、議案番号第 216 号、2.「農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについて」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 216 号。

農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについてご説明いたします。

権利の種類は所有権移転（贈与）。

申請農地の表示。大字牛屋字恵比須搦〇〇番、田 996 m²です。

譲渡人は、白石町大字牛屋〇〇番地、西南の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字牛屋〇〇番地、西南の〇〇さんです。

申請の事由は、平成2年6月5日付け第63号により農地法3条の許可済でございましたが、お互いの話し合いにより所有権移転（贈与）を取りやめたいと申請されたものです。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第216号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第216号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第217号＝

議長 続きまして、3.「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第217号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第217号。

申請農地の表示。大字東郷字三本楠〇〇番、田1,467㎡です。

申請者は、白石町大字東郷〇〇番地、東郷移の〇〇さんです。

転用目的は、農業用資材置用パイプハウス、稲わらロール置場となっております。

転用の事由としまして、農業用資材置場が不足したため、平成20年頃から申請地の一部を農業用資材置用パイプハウスとして利用していた。これについては始末書の提出があつています。

現在、農業とともに畜産を営んでおり、稲わらロール置場が不足しているため、稲わらロール置場としても利用したいというものです。

事業または施設の概要は、農業用資材置用パイプハウス370㎡、稲わらロール置場(2000個)530㎡、通路・その他567㎡です。

位置及び影響等は、東側が宅地、西側が田、南側が道路、北側が宅地・田です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成26年12月4日に見直しにより軽微で

決定公告がなされています。

農地区分は農用地区域内農地。農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更です。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては3ページから4ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては議事参与の制限がございます。○番○委員については、退室をお願いします。

(○番○委員、退席)

議長 それでは、地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の○○です。

地元農業委員として11月28日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、農業用資材置用パイプハウス、稲わらロール置場を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、一部以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第217号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第217号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

議長 ○○委員の入室を認めます。

(○番○委員、着席)

＝議案番号第 218 号＝

議長 続きまして、議案番号第 218 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 218 号。

申請農地の表示。大字福富字中観音〇〇番、畑 35 m²、同じく〇〇番、畑 568 m²、同じく〇〇番、畑 16 m²、計 619 m²です。

申請者は、佐賀市嘉瀬町大字中原〇〇番地、〇〇さんです。

転用目的は、農業用倉庫、宅地拡張となっております。

転用の事由としまして、〇〇番については昭和 45 年頃から、〇〇番については昭和 55 年頃から農業用倉庫として、〇〇番については平成 2 年頃から宅地の一部として利用していたというものです。始末書の提出があっています。

事業または施設の概要は、農業用倉庫 105.09 m²、農業用倉庫 173.92 m²、農業用倉庫 75.95 m²、通路・その他 318.13 m²、宅地拡張部分 35 m²です。宅地同時利用となっております。

位置及び影響等は、東側が宅地・田、西側が田・宅地、南側が宅地・田、北側が道路・宅地です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しにて決定公告がなされています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、許可基準の該当事項としましては、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては 5 ページから 6 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 11 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、農業用倉庫、宅地拡張を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 218 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 218 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 219 号 =

議長 続きまして、4.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第 219 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明します。
議案番号第 219 号。

権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地の表示。大字牛屋字四本谷〇〇番、田 689 m²です。

譲渡人は、白石町大字牛屋〇〇番地、西南の〇〇さんです。譲受人は鹿島市大字重ノ木乙〇〇番地、〇〇さんです。

転用目的は、農家分家住宅、農業用倉庫、庭、駐車場となっております。

転用の事由は、現在、鹿島市の〇に住んでいるが、子供が大きくなり手狭になっていることと、両親が高齢になり農作業が一緒にできるように近隣に農家分家住宅を建設したいというものです。

事業または施設の概要は農家分家住宅（1 棟）142.75 m²、農業用倉庫（1 棟）49 m²、駐車場（5 台分）75 m²、庭園 50 m²、通路・その他 372.25 m²です。

位置及び影響等は、東側が道路、西側が宅地、南側が田、北側は道路です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が令和元年 8 月 7 日に一般にて決定公告がなされています。

農地区分は第 2 種農地。農地区分の該当事項は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設、又は公共施設若

しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることです。許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、7 ページから 8 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の○○です。

地元農業委員として 11 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請については、譲受人は現在、町外に居住されており、実家近くの申請地に、農家分家住宅、農業用倉庫、庭、駐車場を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用は問題ないと判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 219 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 219 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 220 号＝

議長 続きまして、議案番号第 220 号、5.「令和元年白石町農用地利用集積計画（12 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 220 号、令和元年白石町農用地利用集積計画（12 号）の承認決定についてご説明します。

はじめに所有権移転関係でございます。今回は 4 件となっております。

整理番号の1番、買い手は新拓の〇〇さん。売り手は新拓の〇〇さん。土地の表示は、大字新拓〇〇番、田の1筆で4,580㎡。利用目的は飼料作物(WCS)。所有権の移転時期は令和元年12月6日、支払期限は令和元年12月27日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は23,751㎡です。認定新規就農者です。

整理番号の2番、買い手は南区の〇〇さん。売り手は東六府方区の〇〇さん。土地の表示は、大字八平字新開〇〇番、畑の1筆で5,910㎡。利用目的は蓮根。所有権の移転時期は令和元年12月6日、支払期限は令和元年12月27日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は279,940㎡です。認定農業者です。

整理番号の3番、買い手は東六府方区の〇〇さん。売り手は東六府方区の〇〇さん。土地の表示は、大字福富下分字七搦〇〇番、田の1筆で967㎡。利用目的は米、大豆、玉葱。所有権の移転時期は令和元年12月6日、支払期限は令和元年12月13日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は24,665㎡です。

整理番号の4番、買い手は東六府方区の〇〇さん。売り手は東六府方区の〇〇さん。土地の表示は、大字福富下分字七搦〇〇番、田の1筆で966㎡。利用目的は米、野菜。所有権の移転時期は令和元年12月6日、支払期限は令和元年12月13日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は24,665㎡です。

次に、利用権設定の関係でございます。2ページから8ページにかけて70件、9ページから10ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が6件、合わせまして76件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権設定が76件、使用賃借権設定が0件となっております。そのうち新規が36件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが12件で、再設定は40件でした。また農地利用集積円滑化団体であるJAを通して設定をされているものが40件です。今回の利用権の総面積は441,958㎡です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが5件、個人によるものが65件、農地中間管理機構によるものが6件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は10件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、76件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。まず、所有権移転について審議します。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第220号、所有権移転について賛成の

方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 220 号の所有権移転については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 つづきまして、利用権設定について審議します。これについては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与の制限がございまして、利用権設定関係で、○番の〇〇委員、○番の〇〇委員、○番の〇〇委員については、それぞれの整理番号で発言を控えていただきます。

何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 220 号の利用権設定について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 220 号の利用権設定については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 221 号～第 230 号＝

議長 続きまして、6「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 221 号から 230 号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望です。

議案番号第 221 号。申し出農地の表示。大字築切字谷〇〇番、田の 3,184 m²、同じく〇〇番、田の 1,031 m²、計 4,215 m²です。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字築切〇〇番地、二の筆の〇〇さんです。申請理由は、規模縮小による農地の処分です。議案の位置図は、9 ページをご覧ください。

議案番号第 222 号。申し出農地の表示。大字新拓〇〇番、田の 1,215 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字築切〇〇番地、北揚の〇〇さんです。申請理由は、後継者なしによる農地の処分です。議案の位置図は 10 ページをご覧ください。

議案番号第 223 号。申し出農地の表示。大字遠江字新観音〇〇番、田の 1,883 m²、同じく〇〇番、田の 393 m²、計 2,276 m²です。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字遠江〇〇番地、遠江搦の〇〇さんです。申請理由は、高齢による農地の処分です。議案の位置図は、11 ページをご覧ください。

議案番号第 224 号。申し出農地の表示。大字遠江字八平〇〇番、畑の 10,134 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字横手〇〇番地、新昌の〇〇さんです。申請理由は、遠方のための農地の処分です。議案の位置図は、12 ページをご覧ください。

議案番号第 225 号。申し出農地の表示。大字八平字八平〇〇番、畑の 2,647 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富〇〇番地、中区の〇〇さんです。申請理由は、遠方のための農地の処分です。議案の位置図は、13 ページをご覧ください。

議案番号第 226 号。申し出農地の表示。大字福富字興福一区〇〇番、田の 4,000 m²、同じく〇〇番、田の 3,887 m²、計 7,887 m²です。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富〇〇番地、東区の〇〇さんです。申請理由は、規模縮小による農地の処分です。議案の位置図は、14 ページをご覧ください。

議案番号第 227 号。申し出農地の表示。大字福富下分字大福〇〇番、田の 1,584 m²、同じく〇〇番、田の 1,304 m²、計 2,888 m²です。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さんです。申請理由は、高齢による農地の処分です。議案の位置図は、15 ページ、16 ページをご覧ください。

議案番号第 228 号。申し出農地の表示。大字田野上字五本松〇〇番、田の 607 m²、同じく〇〇番、畑の 50 m²、大字田野上字三本松〇〇番、田 2,581 m²、大字田野上字一本杉〇〇番、田 3,096 m²、計 6,334 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字田野上〇〇番地、上田野上の〇〇さんです。申請理由は、後継者なしによる農地の処分です。議案の位置図は、17 ページ、18 ページをご覧ください。

議案番号第 229 号。申し出農地の表示。大字新明〇〇番、田の 4,427 m²、同じく〇〇番、田の 4,427 m²、計 8,854 m²です。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字深浦〇〇番地、深浦東分の〇〇さんです。申請理由は、遠方のための農地の処分です。議案の位置図は、19 ページをご覧ください。

議案番号第 230 号。申し出農地の表示。大字八平字新開〇〇番、畑の 1,957 m²、同じく〇〇番、畑の 3,622 m²、計 5,579 m²です。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、小城市芦刈町三王崎〇〇番地、〇〇さんです。申請理由は、遠方のための

農地の処分です。議案の位置図は、20 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 221 号から議案第 230 号まで 10 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定められておりますので、議案番号第 221 号から議案番号第 230 号までご審議のほどよろしくお願いたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の指名を議案書に記載しています。もう一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

議長 議案番号第 221 号から 230 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしくお願いたします。

議案番号第 221 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 222 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 223 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 224 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 225 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 226 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 227 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 228 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 229 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 230 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 221 号は○番○○委員と○番○○委員、222 号は○番○○委員と○番○○委員、223 号は○番○○委員と○番○○委員、224 号は○番○○委員と○番○○委員、225 号は○番○○委員と○番○○委員、226 号は○番○○委員と○番○○委員、227 号は○番○○委員と○番○○委員、228 号は○番○○委員と○番○○委員、229 号は○番○○委員と○番○○委員、230 号は○番○○委員と○番○○委員です。

それではあっせん委員になられた方よろしく申し上げます。担当職員をお願いします。

事務局長 議案番号第 221 号、222 号は○○、223 号は○○、224 号は○○、225 号は○○、226 号は○○、227 号は○○、228 号は○○、229 号は○○、230 号は○○です。以後の連絡調整につきましては担当職員のほうによろしく申し上げます。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- ① 合意解約の報告
- ② 農地法第 4 条の規定による届出について
- ③ 形状変更届出について

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- ① 令和2年第1回農業委員会総会の日時及び場所
- ② 令和元年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について
- ③ その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、第12回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前9時52分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員